

大正期大阪の雑業層が抱えた生活問題

—「裏長屋」生活者の問題を中心に—

木 村 敦[†]

目 次

はじめに：「らくだの卯之助」と「屑屋はん」

I. 「裏長屋」

(1) 近代大阪の主要な長屋

(2) 長屋の構造

a) 借家人の職業構成

b) 家主の地位

II. 「屑屋はん」たちの生活問題

(1) これまでの生活問題理論

(2) 裏長屋の生活内容・水準と生活問題

a) 食生活・食糧費

b) 住生活・家賃

c) 被服費

d) 公衆衛生

e) 暴力・犯罪

III. 社会事業とその周辺

(1) 相互扶助

(2) 方面委員制度

(3) 経済保護事業

おわりに

[†] 大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授
草稿提出日 2022年6月2日
最終原稿提出日 2022年7月12日

要 旨

近代日本の大正時代（1912～1926年）において、産業の発展とともに、労働問題と生活問題は拡大した。底辺労働者は、その産業発展の担い手であったが、「上方落語」にしばしば登場する。彼らの職業は、「屑屋」「屑選り（くずより）」「河川において廃品を回収して生計を立つ者」「漉き直し屋」など、さまざまであった。また、彼らの居住地であった「長屋」も、上方落語によく登場する。彼らが労働問題と生活問題の担い手であったことは間違いない。

本稿は、底辺労働者と彼らの住居であった長屋に焦点をあてる。彼らはどんな種類の生活問題を抱えていったのであろうか。そして生活問題はどのように彼らにのしかかっていったのであろうか。これらについていくつか論点を提示する。そしてその提示を、これまでの生活問題理論の再検証に資することにしたい。

キーワード：大正時代、長屋、労働問題、生活問題

はじめに：「らくだの卯之助」と「屑屋はん」

「……へえ、私かてなあ、根からの紙屑屋やおまへんねん。先祖代々の屑屋やないんで。これでも島之内で丁稚の二、三人も使た（つこた）道具店の主だしたんやで、わたいかて。それがこうなったというのもみなこれや（酒を指さす）……（飲む）……はあ、飲んでばっかりだしたよってになあ。前の死んだ嬢（かか）はな、私がちゃんとやってた時分にもろた嫁はんやさかい、わりとええとこから来たんで、へえ。三荷の荷イでな……おとなしい女子（おなご）やったあ。これが何を言うても、何をしても黙ってわたの言いなりになった女子やさかい、ついわたいが増長したんでんなあ、うん。もう、明けても暮れても、酒ばっかり……（飲む）……店もなんにもきれいに飲んでしもた。裏長屋へ落ちぶれると、この女な、縫い針でも、茶でも花でも、三味線でもちゃんと一通りはいけた女子やけど、貧乏慣れしたないがな。裏長屋の、毎日の所帯にもう耐えられえで、死んでもた。二十九だした。……今の嬢はな、これは落ちぶれてからもろた娘やさかい、裏長屋の女。これはもう貧乏慣れしてますわ、へえ。明日の米代がなかったかて、なんとも思てへんねやけど、そら、そこはええんやがやっぱりなあ、子供の躰やものの言いようや、そう、行儀やみなは悪おますわいな。それはしゃあない。……上の子は前の嬢が躰たあるさかいに、ものの言いようから行儀が違うわ。下の子は今の嬢の子やさかい、これはもう長屋の小倅（こせがれ）だすわ。上の姉はどない落ちぶれてもちゃんとしまっしゃろ。そしたらうちの嬢がな……いや分け隔てはせえへんねん。そんなことはない、継母でも分け隔てはせえへんのやが、遠慮があるのや、

娘に、ええ。これがわたいおもしろくないがな。……（飲む）……また上の子が気ィ使いでな。……わたい毎晩な、寝しなに三合ずつやりまんねん。近所に酒屋があるんやけど、橋向こうまで買いに行たら（いたら）、三合の銭で爛瓶の口まで量ってくれる。三合五勺（しゃく）入るんで、猪口に三杯ほど多い。これが嬉しいてな。橋向こうまで行てこいちゅうん。雨の降った寒い晩やみな、嬢がもう近所の酒屋でよらしいやろ。あかん、橋向こうまで行てこい。こんな寒い晩で雨が降ってんのに近所にしときなはれ。何言うてんねん、行てこいちゅうてると、上の子が、お母はん（おかはん）、わてが行てくるちゅうて傘さしてば一と爛瓶を持って走って行きまんねや。ほたら、うちの嬢が、あんた、こんな寒い晩、雨の中を子供をあんなとこまで使いにやらして、それでも酒が、わずかな酒が飲みたいのんかちちゅうさかい、そない言うのやったらわれ行かんかいちゅうんだ。なあ、そうだしやろ。も、ものの道理がな。……傘をさして雨の中、ピシャピシャピシャピシャと帰ってくる足音を聞くと、なんたる親やろと思うけどな、それでもこれだけはやめられん。……（飲む）……」

屑屋の述懐：落語「らくだ」より 桂米朝（2014c）pp.296-297

この引用文は、三代目桂米朝（以下単に桂米朝）の口演による、落語「らくだ」の一節である。登場人物である「屑屋」（紙屑屋＝公式用語としては「屑買」¹⁾）が、自身の商店主から雑業層への転落の様子を、酔いにまかせて、問わず語りに吐露するシーンである。ちなみに、主人公である「らくだの卯之助」という二つ名をとった人物は、「仕事というたらたまたま博打にでも行くのんが、これがまだ仕事のうち」²⁾という無頼の人物であるが、物語の冒頭にすでにフグに中って死んでいる。そこへ仲間の「脳天の熊五郎」という男が登場し、何とか葬式だけでもあげてやろうと、たまたま通りかかった屑屋を巻き込んで、さまざまな騒動を起こす、というのが「らくだ」のあらすじである。

労働・職業をめぐる条件の悪化は、「依存」を伴いながら、居住・食条件を悪化させ、不衛生・栄養不良状態があいまって、世帯員の健康と、果ては命までを奪う。さらに、不安定な労働条件（「紙屑屋」）は、非典型家族であることによって複雑化し、依存性（この場合アルコール）をさらに強化する。そして家庭内不和と子どもの虐待を重層的に生成する。述懐は、屑屋とその家族が、このような生活問題生成メカニズムのさなかにいた（いる）ことを暗示している。

1) 木曾（1996）p.67, 大阪市社会部調査課（1925）p.50

2) 桂米朝（2014c）p.282

近代日本が急速に産業を進展させる中で、大正時代（元 [1912] ~15 [1926] 年）、大阪でも労働・生活問題は急速に拡大・深刻化した。上方落語には、その産業発展の担い手であった雑業層が、上記の屑屋だけでなく、「屑撰（くずより）」、「河川に埋没せる廃品を収集して生計を立つ」³⁾者、「漉き直し屋」⁴⁾など数多く登場する。また、彼らの主要な居住地であった「長屋」（「裏長屋」）もよく登場する。彼らは総じて貧しく、生活問題の担い手であったことに間違いない⁵⁾。

本稿は、このような上方落語に登場する大阪の都市雑業層と裏長屋に焦点をあてる。そして、彼らはどんな種類の生活問題をどのように抱えていたのか（どういうルートで生活問題の担い手となったのか）について、いくつかの論点を提示したいと思う。さらにその論点提示を、これまでの生活問題理論の再検証に資したいと思う。

I. 「裏長屋」

（1）近代大阪の主要な長屋

「長屋」と一口に言っても、すべてが貧困層の居住するものであったのではない。「お大名の長屋てなことになりますと、五十石の、八十石の、百石のというような……お武士（さむらい）でも自分の屋敷を持っていないという方は皆長屋やった」⁶⁾ ようである。都市化の進行とともに、「武士のお長屋」などというものはなくなり、長屋、それも裏通りに面した「裏長屋」が、労働力販売者の中でも下層に属する人たちの「ねぐら」となっていった。

「らくだ」に登場するのは、現在の谷町六丁目付近の「ノバク」と呼ばれた地域のようなものである。これは、噺の終盤の千日前火葬場へ向けての道中から、四代目桂米団治が推測したようである⁷⁾。大阪で代表的でありかつ最大と言える「裏長屋群」はそこではなく「長町」であった。長町は、東は松屋町筋、西は紀州街道、南は現在の地名で言うと国道25号

3) 桂米朝 (2014a) p.301。「代書」という落語の一節である。作者四代目桂米団治の原作では「河川ニ投棄セラレタル廃品ヲ拾集シテ生計ヲ立ツ」とある（桂米朝 [2014a] p.308）。

4) 桂米朝 (2014b) p.33

5) 傍論となるが、彼らの多くは「廃棄物の経済的利用」という側面から、当時の政策にとって欠かせない存在であった（木曾 [1996] p.69）。「屑屋」「屑より」はごみの収集と分別に従事したわけだし、「漉き直し屋」は再生紙の生産をその業とした。また、落語「古手買」（桂米朝 [2014b] pp.66-78）に登場する商店はまさにリサイクルショップであるし、さらに、「不動坊」に登場する「かもじ鹿の子活け洗い」というのは、「かもじ」（女性のかつらの添え髪。現代風に言うと「エクステ」）や「鹿の子」（絞り染め的一种。またはその布）を、せっけんを使わずに熱湯や灰汁（あく）で洗い上げる商売であった（桂米朝 [2014b] p.44）。「環境にやさしい」産業の一端を担ったわけだ。

6) 桂米朝 (2014b) p.283

7) 桂米朝 (2014c) p.301

線、北は少々わかりにくいですが、南海電鉄難波駅の南側から東へ延びる道、おおよそこの範囲に含まれる地域である。長町の中（全体でみると東寄り）、日本橋筋（にっぽんばしすじ）三丁目から五丁目にかけての裏筋に立地する長屋が上方落語によく登場する。貧民窟（スラム）と市行政当局も認識していた「八十軒長屋」は、その長町の東寄りの一角に存在した。大阪の地理を知っている人には「下寺町あたり」と言うとうわかりやすいかもしれない⁸⁾。

長町、とくに下寺町あたりは、すでに江戸時代に木賃宿街として形成されていた。明治になるとスラム化が進んだ。とくに、コレラの流行など、公衆衛生問題が深刻であった。20世紀に入ったころ、市行政当局はスラムの分散を試み、一部が旧難波村や釜ヶ崎等に移転した⁹⁾が、要するに中途半端に終わり、長町東部の元木賃宿が日家賃の長屋として再編成されることとなった¹⁰⁾。そして再び生活問題・公衆衛生問題が深刻化する。

（2）長屋の構造

a) 借家人の職業構成

1924（大正13）年の「八十軒長屋」（下寺町地区）居住者を職業別にみると、有業者全250人中、工業の40%および商業に従事する者の6%を超え、「その他有業者」が47%で最多である¹¹⁾。「工業」に従事する者とはいわゆる「職工」である（旧職人層）。「商業」に従事する者とは、幼少期より「丁稚奉公」に出て、手代、番頭と出世し、やがては「分家」を開店するに至っていた者の層である。「その他就業者」、要するに雑業層が最多であることは、この時期までに職人・商人層の解体が進み、それらの層に属していた人々の多くが雑業層（底辺労働者層）へ移動していったことを示している。「雑業」と言うとき、業種で最多は「屑物撰別人」であり、「衛生人夫」、 「屑買」と続いている¹²⁾。ちなみに、八十軒長屋と「新八十軒長屋」（八十軒長屋の南側に立地）を合計すると、1920（大正9）年の数字であるが、屑買が最多、次いで衛生人夫、その次に屑物撰別人となっている¹³⁾。

b) 家主の地位

長町とその周辺地域に立地していた長屋群の土地家屋所有関係は相当複雑だったよう

8) 本稿でも、「八十軒長屋」とその周辺の長屋集中地区について、「八十軒長屋」以外に、必要に応じて「下寺町」「下寺町地区」などの表記を用いる。

9) 小田（2011）pp.80-81

10) 木曾（1996）pp.63-65

11) 佐賀（2017）p.313、大阪市社会部調査課（1925）pp.47-54

12) 佐賀（2017）p.313、大阪市社会部調査課（1925）pp.47-54

13) 木曾（1996）p.67、大阪市社会部調査課（1925）pp.47-54

だ。すなわち、「住友家」のような「突出した規模で多数の土地を所有し、借地経営を展開」¹⁴⁾するもの（「八十軒長屋」の土地は住友家の所有であった¹⁵⁾）だけでなく、相対的には小規模であるが「それなりの大きさ」の土地を有する不在地主も存在したようだ。これは、江戸時代に開発された「新田」に起源をもつ土地の所有者が、明治の中頃に「土地株式会社」を設立し、土地を宅地に変え、大工に長屋を建設させ、大工が借家人を募集し、借家人が決定してから販売するという形態だったようだ¹⁶⁾。こうすることでいわゆる「空き家問題」を事前に回避した。長屋の購入者が家主となり、地主ではない家主が地主に地代を払って借家人から家賃収入を得るという方式ということだ¹⁷⁾。さらに、「現地に居住している家主兼地主」も存在したようだ¹⁸⁾。

「崇徳院」という噺がある。あらすじは以下の通りである。ある「大店」の若旦那が、高津さん（高津神社）」に参詣に行って帰ってきてから寝込んでしまった。ある名医に診せたところ、心の病を抱えているとのこと。その思いごととは何かと、誰が聞いても話さない。店主である父親が、「いったい誰になら言うのか」と聞くと、「手伝い（てったい）¹⁹⁾の熊はん（熊五郎）」にならうと。そこで熊五郎が呼ばれ、問いただすと「好きな女子（おなご）はん」がいると。よしっ！と思いきや、その女性がどこの誰か皆目当てがない。しかし店主は、熊五郎に対し、日本国中でも何とかして探してこい、探し当てれば、礼として蔵つきの五軒の借家と三百円をやる、と。熊五郎は「欲と二人連れ」²⁰⁾で大阪中を探しに出るが……。である。

この話に出てくる「大店」の業種は不明であるが、明確に言えるのは、大店舗を経営する産業資本家が借家を経営していたことである。長屋現地「周辺」の大商店に居住している地主兼家主ということだろう。彼は、息子の病の種を探し当てた出入りの手伝い職人に、自らが所有する借家のうち五軒を譲渡すると約束できる財政的余裕があったわけだ。1916（大正5）年で大阪市の「手伝」の平均日当が79銭である²¹⁾から、「三百円」はこれ

14) 佐賀（2017）p.312

15) 佐賀（2017）p.311

16) 樋上（2016）p.195

17) 佐賀（2017）p.312, 樋上（2016）p.195

18) 佐賀（2017）p.312

19) 大工や左官や仲仕の真似事的仕事をやってくれた職人。器用に何でもできるが一人前の大工や左官ではなかった（桂米朝 [2014a] p.247）。大正中期大阪市の労働調査報告では、彼らの担った作業がさらに詳細に、「石突」「土均（ならし）」「荒壁」「ミキサ（ミキサーの意か）コンクリ」「鳶」「井戸堀（『掘り』と思われるが『堀』と表記したようである）」などと分類されている（大阪市社会部調査課 [1924] pp.22-23）。

20) 桂米朝（2014a）p.239

21) 大阪市社会部調査課（1924）p.130

の約380倍である。大正中期に職人の日当は高騰し、1920（大正9）年には平均で2円47銭、1921（大正10）年には2円50銭²²⁾となるが、2円50銭としても120倍である²³⁾。それを「息子の惚れ薬」代にくれてやるというのだから、家主と店子の社会経済的格差たるや尋常なものではなかった。

Ⅱ. 「屑屋はん」たちの生活問題

（1）これまでの生活問題理論

社会事業・社会福祉研究において、生活困窮者、ひいては社会事業・社会福祉の対象者の抱える生活問題を、現社会がよって立つところの資本主義経済システムが生み出す矛盾と明確に関連付けて規定した研究者はそう多くない。少なからぬ研究者が、生活問題を羅列・列挙的に「くらしをめぐるニーズ」などという式に規定してきた。このような規定方法は本論の趣旨から大きくずれる。「そう多くない」方の研究を一つだけ紹介しておきたい。

孝橋正一は、生活問題と社会事業を分析対象とする経済学者であった。孝橋は、マルクスの窮乏化理論に依拠し、大河内一男の社会政策・社会事業理論を批判的に継承するという形で、社会事業とその対象課題となる生活問題について、以下のように規定した。

「社会的諸問題」（社会問題）は、資本主義制度を貫徹する社会＝経済法則の現実社会への作用の結果として生まれる。社会的諸問題は、基礎的・本質的課題である「社会問題」（主に労働問題）が、関係的・派生的に「社会的問題」（「社会的障害」＝主として生活問題）を生み出す、という構造をもっている²⁴⁾。そして「無知、怠惰、貪欲、飲酒、遊蕩、疾病、自殺、暴力、賭博、麻薬、売春、浮浪、窃盗、犯罪……等々」の「社会病理現象」は社会的問題と「因果の環」を結んでいる²⁵⁾。

そして孝橋によると、「社会問題」への対応策は、「最高労働時間、最低賃金、健康・失業・老齢などを含む…社会保険」²⁶⁾等の、資本の負担が法的に強制されるところの「社会政策」であり、「社会的問題」への対応策が、「国家扶助や公・私主体による各種の社会サービス」²⁷⁾

22) 大阪市社会部調査課（1924）p.131

23) これでも手伝の日当は十分に安いのであるが、平均値は実勢を少々高く見積もってしまうかもしれない。大阪市社会部調査課（1925）pp.73-75に長町のうち下寺町地区居住者の賃労働収入をみると、「20歳以上30歳以下」の年齢階層に属する102名中、日収が1円以下の者が34名で、階層中最多である。1円だとすると当たり前であるが300倍である。

24) 孝橋（1972）p.38

25) 孝橋（1972）p.37

26) 孝橋（1972）p.149

27) 孝橋（1972）p.149

などの「社会事業」(社会福祉)である。すなわち「社会事業」は「社会政策」の補充策であって、最小限の最低保障である。大河内理論との相違は、大河内が、「社会政策」を賃労働者対策、「社会事業」を窮民対策と、両者を対象者の違いで区別したのに対し、孝橋は、同じ賃労働者の抱える問題の違いで両者を区別したところにある。そして「社会事業」は、「社会政策」が理論的限界を有するがゆえに不可欠となる。

理論的限界とは、資本主義経済においては利潤が最低限確保されなければならないことによる限界であるが²⁸⁾、その理論的限界点は、社会的運動諸力との力関係によってつねに引き下げられる傾向をもつ。この引き下げられた部分に対しては「社会事業」だけが現実の社会的対応となる。この「対応させられた」部分が、「社会事業」の「社会政策」に対する「代替的」部分である²⁹⁾。

そして孝橋は、この代替的部分の拡大、つまり社会事業・社会福祉の範囲が広がることを問題視した。資本主義制度において基本的な社会問題である労働問題には、最低賃金制度、労働時間法などの労働保護制度がまずもって対応せねばならず、これを社会事業や社会扶助が代替するならば、それらは「みずからの無能を告白する」³⁰⁾と断じた。資本負担の勤労諸国民への転嫁にほかならぬとしたのである。

ではさて、「屑屋はん」たちの生活問題は、どんな現れ方をしていたのであろうか。

(2) 裏長屋の生活内容・水準と生活問題

a) 食生活・食糧費

裏長屋居住者である労働者たちは、たとえばどんなものを食べて生活していたのであろうか。生活の基本は食である。労働者たちの食生活の様子を、落語「貧乏花見」から垣間見てみよう。

「貧乏花見」では、裏長屋の人々が花見に繰り出そうと、家にある食べ物を持ち寄ってくる。持ち寄られたものは、かまぼこになぞらえて「かまぞこ」(お釜にへばりついた飯の焦げ)、おからのことを大阪で「きらず」というところから(切らなんだら)「ながいなり」、そうめんになぞらえて、醤油をいくら箸で挟もうとしても「はそうめん」³¹⁾と、実に貧しいが、無茶苦茶面白い³²⁾。

無論、おからに醤油飯というのは象徴的なだけであるが、それでも彼らの「家計の共通

28) 孝橋 (1972) p.43

29) 孝橋 (1972) pp.64-65

30) 孝橋 (1972) p.65

31) 桂米朝 (2014b) p.288

32) 成瀬 (1998) p.30は、「貧乏花見」の舞台が長町の長屋であったと推測している。

点は、支出の大部分が『食べる』ことと『住む』ことに費やされていた³³⁾ ことであった。前出の八十軒長屋では、1920（大正9）年当時、エンゲル係数が71.55と、市内の他の市営住宅居住世帯よりも高かった³⁴⁾。そもそも当時は社会一般でもほとんど米飯のみの食事³⁵⁾、底辺労働者世帯の食事と言えば米飯を粥に伸ばして食べるのが通常だったわけ³⁶⁾、それでも食糧費が消費支出の7割を超えていたというのであるから、食うや食わずのくらしとはまさしくこのことである。

b) 住生活・家賃

桂米朝は、「貧乏花見」の冒頭で、長町近辺に「三月裏」「八月裏」「戸なし長屋」などと呼ばれた家屋群があったことを紹介している。それぞれ、「三月裏」とは、菱形に変形して菱餅のようであることからの呼称、「八月裏」とは、住人が年がら年中夏（8月）のように裸で暮らしていることからの呼称、「戸なし長屋」とは、たたき割って燃料にしてしまったので戸がない（それでは用心が悪かろうと思いきやそんなところに泥棒は入らない）住居の呼称であるらしい³⁷⁾。これらは笑芸の上で誇張して表現されているかもしれない。しかし、長屋住戸の形と大きさだけ見ても、裏長屋は実に狭隘であったことを示すデータがある。

1925（大正14）年において、長町のうち下寺町地区に立地した長屋住戸79軒の寸法をみると、最多が間口1間半（約2.7m）×奥行3間半（約6.3m）のもの（40戸＝約50%）、二番目に多いのが間口2間（約3.6m）×奥行3間半のもの（32戸＝約40%）で、この2タイプが大多数を占めていた³⁸⁾。間取りは、1階が玄関の土間と居室としての4畳半が1部屋、2階が6畳1室というのが標準的であったようだ³⁹⁾。東京には平屋建ての長屋が多かったのに対し、大阪には2階建てが多かった（下寺町の場合すべて2階建て）⁴⁰⁾。平均居住人数は6.4人で、10人以上が居住していた住戸も79戸中6戸あり⁴¹⁾、狭隘と言うほかない。

住居費支出、すなわち家賃の方はどうだったか。同じく1925（大正14）年、長町のうち下寺町で、最高が19円50銭、最低が3円50銭、平均で約10円であったようだ。最頻値も10

33) 木曾（1996）p.86

34) 木曾（1996）p.87

35) 大阪ソーシャルワーカー協会編（2018）p.3

36) 大阪市社会部調査課（1924）p.194

37) 桂米朝（2014b）p.285

38) 大阪市社会部調査課（1925）p.32

39) 大阪市社会部調査課（1925）p.32

40) 村島（1919）p.227

41) 大阪市社会部調査課（1925）p.35

円で、計79世帯中15世帯である。その一方で7円50銭以下は1世帯に過ぎない⁴²⁾。日当1円程度の労働者世帯が10円の月家賃を負担するのは過酷であっただろう。

以上のように、食生活と住生活が、「下はもうない」というほどに劣悪であったにもかかわらず家計を強力に圧迫していたという事実は、生活のもう一つの基本要素である被服への支出が相当に困難だったであろうことを推測させる。

c) 被服費

「質屋蔵」という噺がある。あらすじは以下の通りである。ある質屋の蔵から幽霊が出るといううわさが立っていることを当該質屋の店主が耳にする。番頭を呼んで真相を確かめて来いと指示するが怖気づき、助っ人があるならなんとか、と答える。丁稚を遣わせ「手伝い(てったい)の熊五郎」という人物を呼び、番頭と熊五郎の二人で蔵の張り番に行かせるが、この熊五郎という男もまた怖がりである。この噺の中に、おそらく手伝い(てったい)の職人仕事をしている男の世帯で、妻が「通いの呉服屋」から高価とは言えぬ帯を購入し、その支払いに苦勞し、その後どうなるか、という小物語を店主がつくるシーンがある。店主は、「よくある話」をつくって番頭に聞かせ、質屋というものは知らず知らずのうちに世間から恨みを買っているのだという趣旨の説諭をするのである。以下、店主のつくった「よくある話」を引用してみる。

「と、次の節季、亭主が算盤前に置いて浮かん顔してる。『あんた、どうしたんや』『うむ、どうもこの節季は三円ほど足らんね。本家へは前に無理言うた金が、そのままになってるんで頼みにくい……』『それやったら、この前あんたに買うてもろうた帯、あれを質屋はんに持って行って三円借りてこうか』『すまんがそうしてくれるか』というんで、その嫁はんがうちへ来て、番頭どん、お前と話をして三円という金に替わって、帯はうちの蔵へ納まる。出そう出そうと思ひながら、苦しいもんやさかい、つつい利子だけ入れてそのままになってる。そのうちに、この嫁はんが患いつくのやな。で、亭主は外で一生懸命働いてる奴やさかい、自分が家で寝てては世話がでけん、どないしょう。ところが、この嫁はんの実家(さと)に、いっぺんよそへ縁づいて不縁になって戻ってきた妹がいとおんねや」『たいがいこういうのがあるんやて、うむ。で、これが家におっても気詰まりやさかい』『ほな姉さん、わてが手伝いに行くわ』ちゅうんで姉の家へやってきて、で、まあいろいろ亭主の身の回りの世話からご飯から病人

42) 大阪市社会部調査課(1925) p.39

の看病からみなやってるわ。そのうちに病はだんだん重（おも）なってくる。妹を枕元に呼んで『あんたにもいろいろ世話になったけど、今度という今度はわたいはあかんらしい』『姉さんそんなことおますかいな、病は気からということがある』『いやいや、自分で自分の寿命はようわかる。今度という今度はあかんらしい。あんたに世話をかけたさかい、何か形見にあげたいと思うけど、ご覧の通りの貧乏所帯、なんにもないのやわ。ただ縞子の帯が一本あるんやけどな、この前ちょっと困ったときに、あの角の質屋はんに行って無理頼んで、三円というお金に替えて、今ここにはその質札しかないのん。あれをあんたに締めてもらたらちょうどええと思うのやけど、わずか三円という金のためにあの質屋に取られて、あんたに形見一つあげることがでけん。思えば恨めしあの質屋……』と、恨みがここへくるんや、わかったあるか」

質店主の説諭：落語「質屋（ひちや）蔵」より 桂米朝（2014b）pp.185-186

本当によくあったかどうかまでは定かではないが、被服費が極めて少額であったことは事実である。1924（大正13）年11月から12月にかけて、前出の八十軒長屋では飲食費支出42円1銭に対して被服費支出は5円78銭であった⁴³⁾。大阪でも、質屋というマイクロクレジットを利用しなければ、食生活の最低限という命のラインを下回ることが少なくなかったのだと推測できる。さらに、質屋主の「よくある話」では、マイクロクレジット利用当事者が返済に難渋する。明治末期から大正にかけての「三円」は現在の2～3万円ぐらいではないかと思われるが、だとすると、3万円の元金に対する法定利率は月3%⁴⁴⁾であったから、利子額は600～900円である。毎月その程度の利息を支払うだけで食生活が若干苦しくなった、とすれば相当貧しかったと推測される。この話で職人の妻は、栄養不良・不健康を通り越してついに死にまで至ってしまうのであるが、それは決して空想の世界の話ではない。加えて言うと、「妹が不縁になる」というような複雑な家族問題も見え隠れする。もう一つ、被服費に関して、落語「貧乏花見」の一節を引用してみる。

43) 木曾（1996）p.87。さらに低額であったことを示すデータもある。大阪市社会部調査課（1924）p.209 および村島（1919）p.243には、難波警察署管内の日雇労働者世帯35戸の平均被服費が1戸1か月あたり5銭1厘であったことが報告されている。

44) 大阪市社会部調査課（1926）p.15。実際には、「高利貸」でなくとも、さらに高い利率（違法）をとった質屋も存在したのだろう。そうでなければ「知らず知らずに人の恨みを買う」ことも少なかったはずだ。

- 甲 「(前略) ええ着物 (ベベ) 着て, みなぞろぞろ歩いとおる」
- 乙 「向こうから来る, あれ親子かなあ, あの女子 (おなご) 二人。ええ身なりやなあ」
- 甲 「ああー, ぜいたくな身なりしてるなあ」
- 乙 「あら, お母んと娘とどっちが金かかっているやろう」
- 甲 「そやなあ, 娘のほうが派手やけども, 母親のほうが地味なだけに, あのほうが金目は上やと思うなあ」
- 乙 「なあ, おい。けったいなこと言うけどもな, あの二人の着てるもん, 着物から羽織から頭のかんざしから指輪から, すっくり裸に剥いたらなんぼぐらいの金目になるやろなあ」
- 甲 「ほんまにけったいなこと言うなあ, お前は。うーむ, そやなあ……あのお母んの着物やら帯やら, 高ついてるで。娘もあら, ぜいたくな身なりやなあ。履物まですっくり入れたら, まあ二人で百円は下らんなあ」
- 乙 「はあー, あれ二人で百円から上か。……お前とわいの着物と帯, これなんぼになるやろな……なんぼに売れる」
- 甲 「まあ, どこの古手屋でも断りよるな」
- 乙 「そこ, 紙屑屋に頼んで買うてもろたら」
- 甲 「頼みないな, そんなもん。そやなあ, 紙屑屋に頼んで買うてもろても, まあお前とわしのこの着物, 十二銭五厘か十三銭, 十五銭はとても無理やなあ」
- 乙 「十五銭, 無理か」
- 甲 「十三銭ちゅうとこやろ」
- 乙 「そこ, 禪二本つけて, 十五銭に買え」
- 甲 「誰が買う買いな, そんなもん」

着物の値踏み：落語「貧乏花見」より 桂米朝 (2014b) pp.286-287

暇に飽かせたアホ話, と言ってしまえばそれまでであるが, 少し検討してみよう。

まず, 金持ち親子二人を「すっくり裸に剥いたら」という思考がぎょっとさせる。少々怖い。だから面白い。裏長屋の衆は, 下手をすると「追いはぎまがい」をやりかねないような生活状態, 最低必需の充足という意味での「経済」を割り込んでいるような生活状態であったのかもしれない。次に金額である。長屋衆二人の着物の「十二銭五厘」は, 金持ち親子の推定着物金額「百円」の800分の1である。現在の価格に見積もって, たとえば金持ちの方が50万円だとすると, 長屋衆の方は650円である。このような「格差」は許さ

れてはならないことで、本来、社会的な是正策が講じられなければならない。しかし、「禪付けて十五銭で売ろう〜」と、まあ呑気な爆笑シーンにつくられているところが、実に秀逸である。貧乏を笑い飛ばしているのである⁴⁵⁾。

d) 公衆衛生

公衆衛生も極めて劣悪な状態であった。上記「貧乏花見」で桂米朝は、「雪隠裏（せんちうら）」などと呼ばれた長屋があったことを紹介している。化学肥料がまだ普及する前、人糞は農家にいくばくかで売れた。家主が少しでも収入にしようと、住居が十軒ほどであるのにトイレを15か所も設置して通行人の用にも供した長屋があったという⁴⁶⁾。大阪市では、1917（大正6）年にコレラが大流行してしまう。市内人口約155万人中1000人以上が感染し、700人以上が死亡したと記録されている⁴⁷⁾が、これら消化器系感染症の流行と不衛生な便所施設とは無関係である⁴⁸⁾。

e) 暴力・犯罪

同じく「貧乏花見」には、花見へと繰り出した借家人連中から、酒がなくて茶しか飲めないのは面白くないと、「相対喧嘩」（やらせの喧嘩）をやり、そのどさくさに金持ち（お店〔おたな〕の主一行）の飲み食いしている飲食物を強奪しようと企図する者が現れる。そして、金持ちのお供をしている「たいこもち」（帮間）がそれら飲食物を取り返しに来て、喧嘩になる。この相対喧嘩の場面は、

「なんで行き当たりやがったんじゃ」

「なんでて……お前が当たれ言うたさかい」

「そんなこと言う奴があるかい、このあほっ」

（どつかれて）

「痛いっ……こっち側は腫物（できもん）ができたある」

「腫物もくそもあるかい」

「ああ、またやりやがった。こっち側ならええのに……ようも人の」⁴⁹⁾

45) 大正前期から中期にかけては物価の高騰が激しく（村島 [1919] p.44）、そのため断言できないが、この「百円」という見積もりは低めであったかもしれない。大阪市社会部調査課（1924）には「帯一筋に三千円を奮発しうる人々に比べると全くお話にならぬ程度のみじめな状態（p.204）」と、富裕層に対し批判的に、貧困層に対し支持的に指摘している。

46) 桂米朝（2014b）p.285

47) 大阪ソーシャルワーカー協会編（2018）p.87

48) 木曾（1996）pp.84-85、大阪市社会部調査課（1924）pp.156-157

49) 桂米朝（2014b）p.299

と、と実にあほらしく、大爆笑を呼ぶシーンである。しかしよく考えてみるとこれは強盗という犯罪、軽く見積もっても反社会的行為である。笑い飛ばせるのであるが、生活問題が、賃金の不足から始まり、衣食住の不足をまねき、それがさらに、犯罪・非行・怠惰・依存等という「社会病理現象」を生むに至るとい生活問題理論に適合するかのようでもある。上記の「着物の値踏み」のくだりも、このことと紙一重である。

Ⅲ. 社会事業とその周辺

では貧困対策はどうなっていたのであろうか。

(1) 相互扶助

明治・大正を通じて、日本の公的な救済立法は「恤救規則」のみであった。これは、身寄り便りのない高齢者・重度障害者・重病人・児童に対して下米相場で換算した最低限の米代のみを支給するという、救済の範囲・程度・内容いずれも極めて貧弱な制度であった。

恤救規則の冒頭には、「濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候」と、貧困者救済は原則として国民の相互扶助によるべきであることが明記されていた。相互扶助・相扶共済・隣保相扶の思想は社会的施策の思想において根強く残る。前出の孝橋正一は、「国家扶助はまた温存されている家族制度にその負担を転嫁している」⁵⁰⁾と、第二次世界大戦後においても社会的施策の基本方針が勤労諸国民間相互救済へ国家責任を解消するところにあったことを指摘している。

(2) 方面委員制度

上記のように、貧困者の救済は民衆の相互扶助にゆだねられたのであったが、1918（大正7）年の米騒動によって生活困窮者は急増する。時を同じくする都市化の進行は、「家」の相互扶助機能を大きく低下させ、生活が共同体的に維持されることが困難になっていった。大阪の行政も何らかの手を打たなければならなくなった。

大阪府は、元内務官僚であった小河滋次郎を囑託に迎えた。小河は、ドイツのエルバーフェルト制度（救貧委員制度）や岡山県済生顧問制度を参照して、「大阪府方面委員制度」を考案した。「方面」とは地域・地区という意味にほぼ等しい。方面委員は、①関係区域内の生活状態の調査、②要救護者の状況の調査と救済方法の検討、③生活困窮者の現状に

50) 孝橋 (1972) p.66

とって必要な救済制度の検討、④生活必需品需給状態の調査と生活安定の方法の検討、これらを主要な業務とする、無給の名誉職であった⁵¹⁾。1918（大正7）年の大阪府での設置を皮切りに、方面委員制度は、東京市（1920 [大正9]）、愛知県（1923 [大正12]）、福岡県（1925 [大正14]）など、全国に普及した⁵²⁾。同制度は戦後民生委員制度に改められ、第二次世界大戦後1946（昭和21）年の旧生活保護法制定時に同制度の実施機関となり、1950（昭和25）年の現行法への改正時に協力機関と改められた。

各地域の方面委員は、上記①や②の業務にそれなりの活躍をしていたようである。「方面常務委員聯合會」では「ケース検討」のようなことが行われていた。速記録を2つばかり引用してみる。

現在の家庭は西區九條南通四丁目仲仕業眞○春○（三十六）内縁の妻○塚○エ（廿二）○エの連れ子（八月廿六日生）の三人であります。遡つて申すと○エは宮城縣伊具郡角田町番地不詳○塚○之助六女で、數年前東京に出て各所放浪中紡績女工となり轉々して大和高田地方の紡績會社に勤務中長野縣更級郡青木島村宮○一○と内縁を結び大正八年十一月頃大阪（市？）西區本田三番町林○方へ轉住して福島紡績に夫婦共働いて居たがその内身持になった。所が無情にも夫一○は同年七月三日○エを捨てて姿を隠した。そこで○エは夫は歸つて來ないし身（自？）分は身重になって働くことは出來ず非常な窮狀に陥つたが近所の人々の世話を受けつつ漸く八月の廿六日に無事女兒を分娩した。儲斯うなつて見ると何うしても生活の途が立たない。此の窮狀を見て世話する人もあつて○エは九月十四日に前記眞○春○に嫁に行った。子を産んで後十八日目に婚禮をしたという次第であります。ところが十四日に婚禮をして十六日にはもう病氣になって床に就いたのである。其後段々病氣が重つて來て身体の自由もきかず乳も出ない。それが爲め春○は折角花嫁さんを貰つたが介抱の爲に稼ぎに出る事も出來ぬような状態になった。超えて十月十六日に至つて終に私の方面の太田委員の許へ訴えて出たのであります。太田委員は直に同家に出張して前述の事情を聞取り急速に手續をして十八日に○エは弘濟會の慈恵病院に、生後三ヶ月のアサ子は育兒院に収容して頂く事になった。其後不幸にして嬰兒は死にましたが、○エは段々好くなつて本年一月八日に無事退院した。ところが亭主の春○は嫁さんを貰うと直にそういうヒドい目に會つたのだから未だ夫婦の間に愛情というものもなく、餘程イヤ氣になつたらしく、近所の人にもそういう口振りを仄めかして居たそうであります。けれども

51) 室田編著（2006）pp.160-161

52) 石井（2017）pp.98-99

結局太田委員の非常なる誠意に感じ太田さんに對して彼を引き取らぬ譯にはいかぬという様な事で一月八日方面から退院手續をして春〇の所へ引取って、將來は知らず今は圓滿な家庭を治めております。報告致す事實は右の如く極めて簡単でありますが茲に一つ考うべき事は分娩後十八日目に婚姻をしたという事は注目すべき事で古來俗間に於ても親忌みは七十五日と云ったものであるのに生活の爲に十八日目に婚姻を餘儀なくされたというのは實に社會の悲惨事であります。それで之に就いては若し〇エの寄留して居った本田三番丁(町?)が方面の設置ある地域であつたら斯ういう事も起こらなかつたのであろうという事と、今一つは方面委員の親切に感じて春〇が末長く彼を世話してやりますと誓つたという事は全く方面委員制度の實であるということを深く感じたので御座います⁵³⁾。(下線部筆者)

九条第三方面からの報告

大阪府社会課(1922)『大阪府方面委員事業年報 大正十一年』pp.20-21

日本橋四丁目の〇〇龜吉(四十二)、是れは專賣局に通勤して日給二円五十錢を得、妻イト(三十二)は紙屑屋をしている。外に長男清(四)妻の母(五十九)というのがある。店の間が二畳、次が一畳の板の間奥が四畳半という平屋で、昨年十一月迄は家賃八圓五十錢であつたが昨今は十二圓五十錢になって居る。所が龜吉は眼を病んで勤めが出来なくなったので救助を請うて來ました。早速今宮診療所へ遣りました所当方では取扱が出来ぬ、眼は西濱の診療所へ行くと専門家が居るから彼處へ行けという事であつた。それから西濱へ行つたところ、お前は眼よりは他の病氣の治療をせねば此儘棄置いたら大變だ六百六號の注射をせねばならぬという事であつたので注射をして貰つた。所が注射の費用四圓五十錢、二回で九圓を取られた。是れは本人の手落であつたのか或は診療所の醫師の誤解であつたのか兎に角九圓という金を取られた。そこで早速私の方へやつて來ましたから私の方では直に小河課長に報告してお金は戻して貰う事になりました。それから一方專賣局に交渉して二円五十錢の半額即ち一圓二十五錢を四週間の間休業手當として頂戴することになりました。是れだけでは家計を立てることが出来ないから妻のイトが紙屑屋を始めましたが何分新米の事であり空車を曳いて帰ることがある。殊に行商人は入梅季には困るのであります。それで此間の委員會で相談をして取敢えず委員から多少の屑物の溜つたものをやる。それから委

53) 旧字体は可能な限り維持した。旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。読点は文脈から判断して適宜句頭に置換した。誤植ではないかと思われる部分には(?)を付した。その他は原文ママである。

員が篤志家を訪問して其の家々の紙屑を頂戴する事にして切符のようなものを拵えて其れを持って行ったら頂けるように交渉して最近それを實行して居ります⁵⁴⁾。(後略)
(下線部筆者)

日本橋方面からの報告

大阪府社会課（1922）『大阪府方面委員事業年報 大正十一年』pp.163-164

以上の事例に共通する点をいくつか記しておく。

まず、生活問題の内容についてであるが、基本は健康問題である。劣悪な栄養状態での、眼病や、妊娠に伴う疾患が報告されている。そして健康状態の悪化から重病へという進行に、家庭内不和などの家族関係の悪化がいまっていることにも注目できる。また、仕事は「紡績會社」や「専賣局」に勤務している（いた）から、それ自体が非常に苦しいものであったとは、当時の社会経済状況に鑑みれば少なくとも相対的には言えないだろう。しかし、一つ目の事例において夫の職業が「仲仕」であったこと、二つ目の事例が「日給」制であったことから、おそらく、不安定な就労からの健康の悪化が精神の困憊と退廃的な生活につながっていたものと推測される。そして、二つ目の事例では多就業状態となっているが、妻の業種は「紙屑屋」という、すなわち雑業である。

次に方面委員の活動の内容についてである。1929（昭和4）年に救護法が制定され、1932（昭和7）年に実施されるまで、方面委員は、生活困窮者と恤救規則および府行政の手による単発的な救済のつなぎ役であった。それは「社会貧思想」（社会の構造が貧困を生むという発想）より手前の思想に基づいている。またそもそも、救護法が実施されるまで、救済は行政庁の義務によって行われたのではなかった⁵⁵⁾。では方面委員の動機は何であったかという、愛情である。貧乏に苦しむ人たちをかわいそうだと思う。人間として助けてやりたいと思う、という発想で、ケース報告のここかしこに読み取れる。

しかしその一方で見落とされてはならないのは、診療所に掛け合って医療費を返還させる、困窮者の雇い主と交渉して手当金を引き出すといった、運動志向の片鱗を読み取るこ

54) 引用における修辭法は一つ目の事例と同じ。

55) 本稿の対象は「大正期」であるので、昭和4年制定・7年実施の救護法については詳述しないが少しだけ付言する。救護法は日本の近代的公的扶助立法の嚆矢と評価されることもある。しかし、救済が行政庁の義務になったと言っても、それは救済費用の出どころを法律に規定しただけであった。救護法は、対象者に救済権を認めるどころか、選挙権などの公民権を剥奪するという劣等処遇をもってするものであった。また、労働能力を有する者は救済から排除するという、選別主義的なものであった（菊池他編著 [2014] p.106）。

とができることだ。社会運動とまで言うことはできないが、約100年前ということを見ると、非常に動いている。と言ってもやはりその活動的側面にも、篤志家に頼んで商売のタネの紙屑をもらえるようにするという、現状追隨的な限界を見て取ることができる。屑屋を始めた世帯の多就業問題を根本的に解決しようとするのではなかったわけである。

(3) 経済保護事業

より現実的には、生活困窮者の低消費状態を解消せねばならない。いわゆる「経済保護事業」が、低所得者対策として「大正中期に最も求められていた」⁵⁶⁾。経済保護事業のラインナップは、職業紹介、授産（職業訓練）、宿泊救護、住宅供給、公設市場、簡易食堂、公設浴場、公益質屋であるが、その中でも「住宅供給は都市人口の変動に対応するという点で、経済保護事業の中核的な役割」⁵⁷⁾を担っていた。大阪市においては1919（大正8）年、北区櫻宮と西区築港に2か所の市営住宅が建設され、それらには託児所、理髪所、実費診療所などが付設された⁵⁸⁾。

食が生活の基本という観点から、経済保護事業の一つ簡易食堂について少しふれておきたい。大阪市立の簡易食堂は、幸町、天満、九条、今宮、西野田、そして鶴町で運営された⁵⁹⁾。公立簡易食堂や民営の「一膳めし屋」は、独身の者だけでなく下層労働者一般の経済保護に寄与した。大阪市立今宮簡易食堂のある日の献立は、朝が「豆腐・若布・薄揚げの味噌汁、沢庵」、昼が「葱、大根、煮合（たきあわせ）、沢庵」、夜が「柳鰯、水菜、煮合、沢庵」⁶⁰⁾と、無論豪華ではないが、当時の生活水準からすると標準的であったようだ。まあまあそれなり、といったところか。そして、一膳めし屋か、この「簡易食堂に於ける食事が彼等全体の食事状態」⁶¹⁾であったようだ。料金は、高いと「経済保護」にならないので当然といえば当然であるが低廉であった。朝食が12銭、昼夜はそれぞれ15銭であった⁶²⁾。

経済保護事業には防貧という目的があり、この諸事業の展開を救済事業の社会事業への発展とみることができなくもない。しかし、落語に登場する「裏長屋」のエピソードはリアリティをもったからこそ笑いに変化したのであろうし、大正期の大阪において、経済保

56) 石井（2017）p.91

57) 石井（2017）p.93

58) 石井（2017）p.93、大阪ソーシャルワーカー協会編（2018）p.47

59) 大阪市社会部調査課（1924）p.197

60) 大阪市社会部調査課（1924）pp.200-201

61) 大阪市社会部調査課（1924）p.202

62) 大阪市社会部調査課（1924）p.197

護事業は、生活困窮者対策として必ずしも十分なものではなかったのだろう。

生活の構造は、住居を「あしもと」に、食を「胴体・内臓」に、衣を「手」になぞらえることができようかと思うが、あしもとの部分から極めて脆弱な階層が、裏長屋に集住していたようだ。

おわりに

大阪・上方の「古典落語」は、江戸時代に起源をもつが、その中には明治後期から大正期に創作された噺が非常に多い。これらの噺は、貧困層に属する労働者たちの、実は深刻な生活問題を笑いに変え、同期に大いに流行した。しかしそれは戦時下において衰退し、終戦直後にもすぐには復興を遂げられなかった。1955（昭和30）年ごろになっても事態は深刻であったようだ。1925（大正14）年生まれの桂米朝は、「中心をなす先輩師匠たちが相ついで亡くなられ、あとは一線を退いた古老方がほんの数人」⁶³⁾ 残っただけと語る。担い手の絶対的不足という状況が、復興の遅延という事態に悪い意味で追い打ちをかけたようである。

戦時下に上方落語が衰退したのには、落語家の多くが徴兵され担い手が少なくなってしまうというシンプルな理由ももちろんある。しかしそれだけではないように思う。江戸落語に比し、上方落語には「貧乏噺」が多い。たとえば前出の「貧乏花見」は、東京へ移植され大いに流行するようであるが、演目名は「長屋の花見」に変更され、内容も、家主が差配人に指示し借家人たちを花見に連れて行くというように変更されている⁶⁴⁾。急激な近代化で急速に賃労働者化した職人層の貧困問題を笑い飛ばすという大阪・上方落語の文脈には、反体制的な意味合いも大いにあった（ある）だろうと思う。そういった笑いの技法が戦時下に用いにくくなったとしても不思議ではない。

大正期に始まる社会事業は、戦時総動員体制において「厚生事業」へと転回し、量的には拡大する。しかしそれらは、1938年の国民健康保険制度が端的に表すように、見た目面での拡大であって、内実を伴うものではなかった。戦争をしている限り、それはそのはずである。つまり、貧困層の生活問題を根本的・科学的に解決するものではなかった。戦時下と復興いまだならぬ時期における上方落語の衰退は、おそらく、それだけではなからうが、労働者の生活問題が「笑っている場合ではない」程度にまで深刻化したことと無縁ではなからう。その意味で上方落語は、厚生事業などよりよほど社会科学的であった（ある）

63) 桂米朝（2014d）p.283

64) 桂米朝（2014b）p.302

のかもしれない。

<参考文献>

- 石井洗二 (2017)「大正期の社会福祉」田中和男・石井洗二・倉持史朗編『社会福祉の歴史—地域と世界から読み解く』法律文化社, pp.78-111
- 大阪ソーシャルワーカー協会編 (2018)『米騒動と社会福祉—時代を超えた実践—』晃洋書房
- 大阪市社会部調査課 (1924)『日傭労働者問題 (労働調査報告第26号)』
- 大阪市社会部調査課 (1925)『密住地区居住者の労働と生活 (労働調査報告第36号)』
- 大阪市社会部調査課 (1926)『質屋と貸金業 (労働調査報告第45号)』
- 大阪府社会課 (1922)『大阪府方面委員事業年報 大正十年』
- 小田康徳 (2011)『近代大阪の工業化と都市形成—生活環境からみた都市発展の光と影』明石書店
- 桂米朝 (2014a)『米朝落語全集 増補改訂版 第四巻』創元社
- (2014b)『米朝落語全集 増補改訂版 第六巻』創元社
- (2014c)『米朝落語全集 増補改訂版 第七巻』創元社
- (2014d)『米朝落語全集 増補改訂版 第八巻』創元社
- 菊池正治他編著 (2014)『日本社会福祉の歴史 付・資料 [改訂版] —制度・実践・思想—』ミネルヴァ書房
- 木曾順子 (1996)「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働=生活過程」杉原薫・玉井金五編『増補版 大正・大阪・スラム』新評論, pp.59-94
- 孝橋正一 (1972)『全訂 社会事業の基本問題 (2版)』ミネルヴァ書房
- 佐賀朝 (2017)『近代大阪の都市社会構造』日本経済評論社
- 成瀬國晴 (1998)『なにわ難波のかやくめし』東方出版
- 樋上恵美子 (2016)『近代大阪の乳児死亡と社会事業』遊文舎
- 村島歸之 (1919)『生活不安』津金澤聰廣・土屋礼子編 (2004)『村島歸之著作選集第3巻:労働者の生活と「サボタージュ」』柏書房, pp.9-255
- 室田保夫編著 (2006)『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房

Life Problems of Low-Wage Laborers and Lower-Class People
in Modern Taisho Japan:
A Focus on *Nagaya* Tenement House Residents

KIMURA Atsushi

Key Words : Taisho period, *nagaya*, labor problems, life problems

Abstract

During the Taisho period (1912-1926), Japan saw industrial growth, but with-it labor and life problems increased in Osaka. We see these in Kamigata Rakugo characters, who although were great contributors to industrial growth were also the laborers in the lower economic strata of society. They are ‘scrap buyers’, ‘garbage separators’, ‘river-waste collectors’, ‘paper re-makers’, and other menial occupations. Often the setting for the stories are the *nagaya* tenement houses, which they lived in. Clearly, most of them lived in poverty, the cause of many of their labor and life problems.

This paper focuses on these low-wage labors and the *nagaya* housing they lived in. Discussed are the actual problems they faced and the extent to which these problems were a burden. Also, some other points at issue are looked at to verify conventional theories of social life problems.